

はじめに

本書は、司法・犯罪心理学分野では初の、法と心理学会「公認」で出版された入門書です。

学会公認とはどういうことでしょうか。そこには2つの意味があります。1つは、法と心理学会が主体となって出版企画をしたということです。公認心理師はできて間もない資格ですし、「司法・犯罪心理学」という科目名称も公認心理師の資格ができた際に新たにつくられたものです。そのため、出題基準とブループリント（出題範囲の計画表）をみると、まだ修正の余地があります。公認心理師の資格を取得して社会で活躍する人に必要な知識は何かという観点で考えると、学ぶべきことが抜けている一方で、不要なことや重複していることもあります。そこで、法と心理学会では専門のワーキンググループを設置し、それらを入念にチェックしながら内容項目の整理を行いました。ワーキンググループには、公認心理師科目を大学の学部学生に教えている現役教員も含まれていますので、初学者に教える際に適切な内容の水準と量を感じて把握しています。本書の内容の取捨選択には、そのようなノウハウも反映されています。そうして完成した本書は、既存の内容を網羅的にカバーしつつ、初学者として学ぶべきことがわかりやすく書かれているはずで

「公認」のもう1つの意味は、法と心理学会独自のアイデアを盛り込んだということです。目次をみていただければわかるように、本書の章立ては刑事手続きの順に沿って構成されています。法務技官、家裁調査官といった職種が司法・犯罪心理学でどう位置づけられているのか。どういう法律や制度を学ぶべきなのか。精神鑑定や目撃証言、司法面接は法的手続きのなかでどのように位置づけられるのか。公認心理師の授業や実習を受けた皆さんなら、ふと考えたことはないでしょうか。そうした疑問に答えられるように、法学と心理学を行き来する筆者一同ならではの視点でわかりやすく解説しています。さらに、第一線の研究者、現場の実務家が「これはぜひとも加えたほうがよい」という内容もなるべく盛り込むことで、理論と実践両面の充実を図っています。

本書は4部構成になっています。第I部に入る前に、関連法・施設・職種について、第1章で概説します。ここは全体に関わっていることなので、繰り返し読んでおくイメージがつかみやすいかもしれません。第I部では「犯罪の原因」について学びます。基本的にはここがすべての「始まり」です。犯罪の原因を理解するためのアプローチには大きく分けて生物・心理・社会の3つがあります。犯罪の原因をはっきりと理解するために、この3つの視点をマスターしておくことがその後の心理的介入には必要不可欠でしょう。第II部「非行・犯罪への対応」では、少年非行、DV、虐待、依存、窃盗、詐欺などの具体的な場面について説明しています。一見同じような事例どうしても、背景には異なる理由や機序がはたらいしていることがあります。もちろん共通点もあるでしょう。個々の事例に対してありとあらゆる可能性に思い至ることができる、そういう力をここで培っていただければと考えています。第III部「司法の手続きと対応の流れ」は、「人から話を聴くこと」をテーマに構成されています。捜査、供述、精神鑑定、供述弱者といわれる人たちの面接、目撃証言について学びます。さらに、その語りについて考えるための法的な枠組みを、第13章「裁判」で学びます。枠組みには思考の枠組みと制度の枠組みの両方が含まれます。最後の第IV部「支援」では、加害者、被害者、子どもなどさまざまな立場の人たちに対する支援を取り上げます。不幸や悲しい出来事を「なかったこと」にすることはできません。都合よく記憶から消すこともできません。公認心理師が関わるのはこの部で「終わり」になるのかもしれませんが、**「過去とどう向きあっていくか」という問題が終わりを迎えることはあるのでしょうか。非常に難しい問題です。本書を読みながら考えてみませんか？**

本書の出版にあたり、有斐閣書籍編集第二部の渡辺晃氏、中村さやか氏には本当にお世話になりました。ご両名のスピーディーなご対応と行き届いたお心遣いのおかげで、企画を立ち上げた当初の高い熱量そのままに、出版に至ることができたと思います。感謝申し上げます。

2022年1月

編者一同

目次

第1章 関連法, 施設, 職種 1

司法・犯罪と心理学の関わり

- 第1節 犯罪事象と司法システムを学ぶ 1
 - 定義でみる犯罪の概念 (1) 統計でみる犯罪の実態と暗数の落とし穴 (2) 流れてみる日本の司法システムと機関・施設 (4)
- 第2節 司法・犯罪と心理学の関わりを学ぶ 6
 - 司法システムの段階別にみる司法・犯罪心理学の領域 (6) 司法システムの段階別にみる司法・犯罪心理学を活かす職種 (6) キーワードでみる司法・犯罪心理学の研究 (9)
- 第3節 司法領域における心理臨床と法制度 11
 - 司法領域における心理臨床の広がり (11) 司法領域の心理臨床と法制度 (15)
- 第4節 公認心理師の役割 16
 - 公認心理師の役割：法に定める公認心理師の4つの行為から (16) 公認心理師の役割を果たすための留意点 (17)

第I部 犯罪の原因

第2章 犯罪の生物学的要因 22

からだに問題があるのか

- 第1節 生来性犯罪者 22
 - 犯罪原因論 (22) 生来性犯罪者説 (22) 犯罪と体型との関係性 (24)
- 第2節 遺伝的要因 25
 - 犯罪と遺伝 (25) 家系研究 (25) 養子研究 (26) 双生児研究 (28) 遺伝子多型研究 (29)
- 第3節 生物学的要因 31
 - 犯罪と中枢神経系領域との関連 (31) 犯罪と抹消神経系活動との関連 (33) 犯罪と性ホルモンとの関連 (34) 犯罪と指比との関連 (35)
- 第4節 さらなる研究の必要性 35

第3章 犯罪の心理的要因 38

性格や思考に問題があるのか

- 第1節 犯罪者の性格 38

犯罪とパーソナリティ (38) 犯罪と自己統制 (41) 犯罪と刺激希求性 (42) 犯罪と不安 (43) 犯罪と共感性 (43) 犯罪とサイコパシー (44)

第2節 犯罪者の認知	46
犯罪と敵意帰属バイアス (46) 犯罪と怒り反すう (48)	
第3節 犯罪と精神疾患	49
反社会性パーソナリティ障害 (49) 発達障害 (51) 統合失調症 (52)	
第4節 さらなる研究の必要性	53

第4章 犯罪の社会的要因 55

社会に問題があるのか

第1節 人間関係・社会の仕組み	55
分化的接触理論 (55) 社会的絆理論 (58) ラベリング理論 (59)	
第2節 環境犯罪学	60
日常活動理論 (60) 合理的選択理論 (61) 守りやすい空間理論 (62) CPTED (64) 割れ窓理論 (65)	
第3節 人を犯罪に導くもの	66
犯罪原因論と犯罪機会論 (66) 生物心理社会モデル (66)	

第Ⅱ部 非行・犯罪への対応

第5章 非行 70

更生に向けて

第1節 数値でみる非行	70
非行少年とは (70) 少年事件の動向 (71) 再非行について (73)	
第2節 少年を非行に導いたもの	75
非行の要因 (75) 発達の非定型性 (75) 素行障害 (76) DBD マーチと可塑性 (78)	
第3節 非行の関連法と処遇	79
少年法 (79) 非行少年に関する手続き (79)	
第4節 矯正施設・更生保護施設	81
児童自立支援施設 (81) 少年院 (82) 保護観察 (86)	

コラム 365日24時間——少年院での生活指導 85

第1節 DVの定義と実態 89
 DV防止法と支援体制 (90) DVのもたらす影響 (91)

第2節 DVが生じてエスカレートするプロセス 92
 当事者の要因：加害に影響する特性 (92) 被害化に影響する要因 (95) 相互作用
 要因 (96) 社会環境的要因 (99)

第3節 DVを防ぐために 100
 未然に防ぐ (101) 深刻化を防ぐ (102)

第1節 児童虐待 105
 児童虐待の類型 (105) 特殊な形態の虐待 (106) 児童虐待の現状と動向 (107)

第2節 児童虐待の原因 108
 児童虐待の加害者 (108) 児童虐待をする側の要因 (110) 子どもとの相互作用の
 要因 (110) 虐待の連鎖 (111)

第3節 児童虐待への対応 111
 児童相談所 (111) 虐待の通報と初期対応 (112) 虐待に対する行政対応 (112)
 虐待への対応の困難さ (113)

第4節 児童虐待被害者の識別とその治療 115
 虐待の診断と判断 (115) 心理テストと司法面接 (115) 虐待の偽装と虚偽記憶
 (116) 児童虐待による心理的な影響 (116) 児童虐待被害者の治療と家族再統合
 (117)

第5節 高齢者、障害者、動物への虐待 117
 高齢者虐待 (117) 障害者虐待 (118) 動物虐待 (118)

第1節 物質・プロセス依存 121
 物質依存とは何か (121) 物質依存と犯罪・非行 (121) プロセス依存とは何か
 (122) プロセス依存と犯罪・非行 (122)

第2節 物質依存の種類 123
 覚醒剤依存 (123) 大麻依存 (124) 麻薬依存 (125) 危険ドラッグ依存 (125)
 アルコール依存 (126) 鎮痛剤依存 (127) ベンゾジアゼピン依存 (127)

第3節	プロセス依存の種類	128
	ギャンブル依存 (128) インターネット関連依存 (128) クレプトマニア (129)	
	強迫的ホーディング (129) 性依存 (130)	
第4節	依存の原因	130
	依存の導入フェーズ (130) 依存の維持フェーズ (131) 依存の離脱フェーズ (132)	
第5節	依存の治療	132
	依存治療の基本的な考え方 (132) 依存治療の自助グループ (133) リラプス・プリベンション (133) そのほかの依存治療アプローチ (134)	

第9章 窃盗・特殊詐欺・サイバー犯罪 137

身近な犯罪

第1節	窃盗	137
	最も多い犯罪としての窃盗 (137) 侵入窃盗犯の行動 (138) 侵入窃盗犯の動機 (139) 侵入窃盗犯からの防犯 (140) 万引き：実際には最も多い犯罪 (140) 万引き犯人の行動 (140) 万引き犯人の動機 (141) 高齢者による万引き (142)	
第2節	特殊詐欺	143
	特殊詐欺の定義と現状 (143) 特殊詐欺の分類 (143) 特殊詐欺の手口 (144) 特殊詐欺における心理学的なテクニック (146)	
第3節	サイバー犯罪	147
	サイバー犯罪の定義と現状 (147) サイバー犯罪の種類 (147) サイバー犯罪の加害者分類と動機 (148) ソーシャルエンジニアリング (149) サイバー犯罪の被害者 (150)	

第三部 司法の手続きと対応の流れ

第10章 捜査、供述、精神鑑定 156

事件を科学するノウハウ

第1節	犯罪を調べる——犯罪捜査の全体像	156
	犯罪捜査とは何か (156) 犯罪捜査の方法 (158) 責任能力の捜査と精神鑑定 (159) 犯罪捜査における心理学の活用 (160)	
第2節	犯罪について聞く	161
	取調べ (161) 被疑者の取調べ：自白・取調べに関する法的な規制 (162) 被疑者の取調べの録音・録画 (162) 取調べにおける心理学の知見の活用：警察庁作成の「取調べ（基礎編）」(164) 児童虐待事案における司法面接の導入と代表者聴取 (164)	
第3節	必要な介入と関連する制度	165

精神障害のある被疑者・被告人に対する介入 (165) 再犯防止に向けた取り組みと精神障害者、高齢者等である被疑者・被告人への支援 (166)

第4節 精神鑑定の流れ 167
刑事責任能力鑑定 (167) 医療観察法鑑定 (169) 措置診察 (170)

コラム アメリカ映画にみる捜査機関の日米比較 163

第11章 サポートが必要な被害者や被疑者への聴取 173

適切な情報を聞き出すために

第1節 供述弱者の証言 173
供述弱者とは (173) 子どもの証言の信用性 (174) 障害をもつ人々の証言の信用性 (176)

第2節 司法面接 176
司法面接とは (176) 二次被害の問題と多機関連携 (178) カウンセリングとの違い (180)

第3節 司法面接の聴き取り方 183
NICHD プロトコル (183) 自由報告 (183)

第4節 捜査面接 184
脆弱な被疑者 (184) 尋問から捜査面接へ: 考え方の変化 (186) PEACE モデル (187) 捜査のための聴取から公判のための聴取へ (188)

第12章 目撃証言 190

正しく情報を聞き出すには

第1節 記憶の性質 191
記憶の過程 (191) 記憶の分類 (191) スキーマ (192)

第2節 記憶のゆがみ 194
凶器注目効果 (194) 情動の影響 (195) 事後情報効果 (196) 記憶の同調 (197) 虚記憶 (198)

第3節 聴取者による社会的影響 200
質問による誘導 (200) 確信度 (201) ラインナップ (202) 誘導 (203)

第4節 目撃者から正しく情報を聞き出すためには 204
二重盲検法 (204) 「わからない」という選択肢の明示 (205)

罪をさばく

第1節 刑事裁判の概要と裁判のしくみ 208
 刑事裁判の概要：司法統計年報から（208） 裁判所の組織：簡裁から最高裁まで（208） 刑事裁判の流れ：捜査、起訴から再審まで（210）

第2節 裁判における犯罪についての考え方 213
 犯罪論体系：構成要件・違法・責任（213） 個人主義（215） 刑事裁判における証明基準（216）

第3節 裁判から社会へ 216
 刑罰の種類（216） 裁判員裁判（218） 裁判員のストレス（219）

第4節 冤罪 220
 冤罪とは何か（220） 冤罪の原因（220） 日本の主な冤罪事件（221） 冤罪の解消のために（222）

第IV部 支援

施設と社会における処遇

第1節 施設内処遇の流れ 228
 処遇の概要（228） 仮釈放と満期釈放（229）

第2節 問題へのアプローチ 230
 教科指導（230） 改善指導（230） 改善指導の実際（232） リスクアセスメント（232） RNR原則（233）

第3節 強みへのアプローチ 234
 良き人生モデル（234） アイデンティティの再構築（235） 社会資源の再発見（236）

第4節 社会復帰支援 237
 福祉支援の概要（237） 高齢受刑者の特徴（238） 就労支援の概要（239） 就労支援の課題（239）

第5節 社会内処遇 240
 保護観察の概要（241） 保護観察の効果（242） 自助グループ（242） 修復的司法（243）

「忘れられた存在」からの脱却

- 第1節 司法に対する被害者の要望 246
 捜査 (247) 刑事裁判 (248)
- 第2節 司法による応答 250
 捜査 (251) 刑事裁判 (251) なお残る課題 (253)
- 第3節 メンタルヘルスと被害者支援 254
 被害後の症状と支援 (255) 自責の念・被害者非難 (256) 支援者のメンタルヘルス (257)
- 第4節 社会への信頼の回復をめざして 258

離婚を超えて

- 第1節 離婚と親子に関する法制度 261
 親権の意義と内容 (261) 離婚と親権 (262) 離婚後の子の監護等に関する定め (262) 離婚と戸籍・氏 (263)
- 第2節 離婚等の手続きと支援 265
 協議 (265) 調停 (267) 審判 (269) 訴訟 (270) 面会交流・養育費の履行 (271)
- 第3節 国際離婚 272
 国際裁判管轄・準拠法 (272) ハーグ条約 (272) 支援 (274)

引用・参考文献 279

事項索引 297

人名索引 305

本書のサポートページ (下記) で各種補足資料を紹介していきます。
 ぜひご覧ください。

<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641174740>



本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

第 1 章

関連法，施設，職種

司法・犯罪と心理学の関わり

入山 茂・今村 洋子

第 1 節 犯罪事象と司法システムを学ぶ

司法・犯罪心理学を学ぶうえでのはじめの一歩として、本節ではそもそも犯罪と呼ばれる行為が司法システムにおいてどのように取り扱われているのかを簡単に学んでいきましょう。

■ 定義でみる犯罪の概念

刑法には、あらかじめ犯罪とされる行為（構成要件）とその行為に対する刑罰が定められています。たとえば、殺人の**構成要件**とそれに対する刑罰は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」（刑法199条）と定められています。この原則を**罪刑法定主義**と呼びます。

しかし、構成要件に該当するすべての行為が、法律上、犯罪として処罰の対象になるわけではありません。その理由について、先ほどと同じく殺人を例にみていきます。たとえば、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない」（刑法35条）と定められているからです。その殺人が違法なものでなければ、犯罪として処罰の対象にはなりません（例：死刑の執行）。他の理由としては、「心神喪失者の行為は、罰しない」（刑法39条）と定められているからです。その殺人が有責なもの（責任を問うことができるもの）でなければ、犯罪として処罰の対象にはなりません（刑法39条の「心神喪失」とは、善悪をまったく判断できない状態をいいます）。

まとめると、犯罪として処罰の対象になる行為は、構成要件に該当しつつ、違法性があり、かつ有責性のあるものであると定義できます。ここでいう、違法性とは、先ほど例に挙げた正当行為（刑法 35 条）、その他には正当防衛（刑法 36 条）などに該当しないという意味です。有責性とは、先ほど例に挙げた心神喪失・心神耗弱（刑法 39 条）、その他には責任年齢（刑法 41 条）などに該当しないという意味です。

以上のように、犯罪とされる行為の概念を説明したものを**概念的定義**と呼びます（浜井, 2013）。しかし、概念的定義だけでは、犯罪の実態を把握することを目的とした測定（例：窃盗事件〇〇件、検挙人員〇〇人）ができません。そこで、ある犯罪の概念的定義になんらかの手続き（操作）を加え、その犯罪の概念的定義を測定できるように定義することが必要になります。これを**操作的定義**と呼びます。たとえば、殺人は、医師が検案（死体の外表検査）を行った結果、死体の異状を認め、死体検案書の死因欄に他殺と記載した死亡であると操作的に定義することができます。ほかに、警察が検視（死体の状況の調査）を行った結果、犯罪性を認め、他殺と判断した死亡、または裁判所が殺人であると認めた死亡が殺人の操作的定義であるともいえます（浜井, 2013）。

なお、犯罪を概念的または操作的に定義する際は、対象とする犯罪の概念、とくに**ラベリング**の問題を考慮することが大切になります。同じ行為であっても、その行為に対して「犯罪」というレッテルを貼るかどうかは、国、社会や価値観によって変化するためです。たとえば、20 歳の人が飲酒することは、日本では合法ですが、飲酒可能年齢を 21 歳以上と定めているアメリカ・ニューヨーク州では違法になります（守山, 2016 ; Newburn, 2018）。ラベリングの問題は、第 4 章でも解説します。

■ 統計でみる犯罪の実態と暗数の落とし穴

操作的定義を用いて測定した犯罪を集計し、数値化すること（**犯罪統計**）により、犯罪の実態を正確に把握することができます。その結果、たとえば、都道府県ごとまた時間帯ごとに、どのくらいの人数の警察官を配置し、どのような任務に当たらせるか。または刑務所、少年刑務所や少年院等の施設をどのくらい用意すればよいかを、戦略的に決めることができます（河合, 2016）。

犯罪統計は、厳密には警察段階で集計された統計のみを指しますが、一般的

には司法システムの各段階（警察，検察，裁判，矯正，更生保護）で集計された統計も含まれます。ここでは司法システムの各段階で集計された統計を犯罪統計と呼ぶことにします。

犯罪統計を掲載したさまざまな資料がありますが，代表的な資料である警察白書と犯罪白書を簡単に紹介します。

警察白書は，警察庁によって作成された資料です。警察白書には，警察段階で集計された犯罪統計として，都道府県警察が認知した犯罪，または検挙した犯罪の件数と人数が掲載されています。たとえば，2019年の殺人，強盗，窃盗，詐欺や賭博などの刑法犯についての犯罪統計は，認知件数74万8559件，検挙件数29万4206件，検挙人員19万2607人でした（警察庁，2020）。

犯罪白書は，法務省法務総合研究所によって作成された資料です。犯罪白書には，警察段階から更生保護段階までの各段階で集計された犯罪統計が掲載されています。警察段階で集計された犯罪統計は警察白書と同じ内容になっていますが，検察から更生保護までの各段階で集計された犯罪統計の内容は異なります。まず，検察から更生保護までの各段階で集計された犯罪統計は，人数で集計されています。また，不起訴（検察段階），執行猶予や無罪（裁判段階），釈放や退院（矯正段階），係属（更生保護）などのふるい分けがされるため，警察段階と比較して，犯罪と認められた人の人数が異なります。たとえば，検察が起訴した犯罪についての統計は，特別法犯（例：道路交通法違反，覚醒剤取締法違反，児童買春・児童ポルノ禁止法違反）も含まれますが，2019年の公判請求は8万1186人，略式命令請求は20万1658人でした（法務省，2020）。

なお，警察白書や犯罪白書に掲載されている警察段階で集計された犯罪統計（犯罪の認知件数）の内容を解釈する際には，**暗数**の問題に注意する必要があります。暗数とは，比較的軽微な財産犯罪の被害や公表がはばかられる性犯罪の被害などが都道府県警察に届けられないことにより，犯罪統計に表れない隠れた犯罪のことです（藤岡，2020；高橋・渡邊，2005）。暗数の問題を補うため，たとえば，法務総合研究所では，国際犯罪被害実態調査に参加し，4年に1度，全国の16歳以上の男女から無作為に選ばれた人を対象に，自己申告方式で犯罪被害について回答してもらい，犯罪被害の実態を調査しています（法務省，2019）。

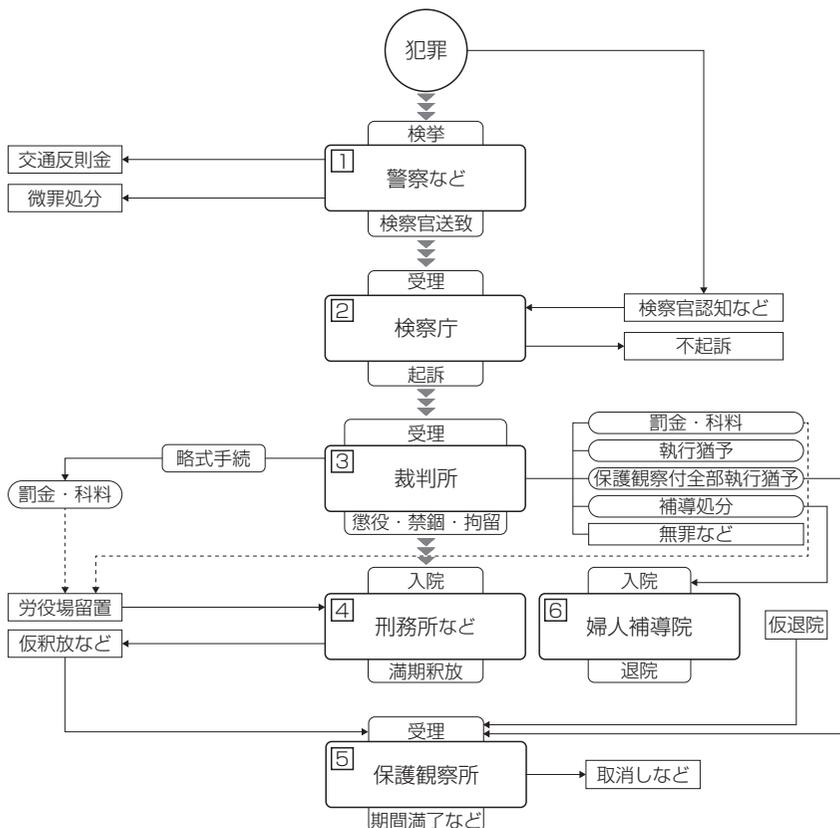


図 1-1 成人を対象とした司法システムの流れ

(出所) 法務省, 2021 より作成。

■ 流れでみる日本の司法システムと機関・施設

犯罪が発生すると、日本の成人を対象とした司法システムは、図 1-1 に示すように、警察段階から更生保護段階まで順を追って進んでいきます。

犯罪が発生すると、警察段階では、都道府県警察が捜査を行い、軽微な事件などを除くすべての犯罪を検察庁に送致します。詳しくは、第 10 章で解説しています。

検察段階では、都道府県警察から送致された犯罪について、検察庁（検察官）が、被疑者や参考人の調書、実況見分や押収、搜索、検証などから得られた証

拠をもとに、裁判手続きにより処罰を求める起訴処分とするか、それとも起訴処分としない（不起訴処分）かを決定します。検察が自らの裁量で起訴するか不起訴とするかを定める原則を、**起訴便宜主義**と呼びます。

裁判段階では、検察庁（検察官）により起訴処分と判断された犯罪について、裁判官が、公判手続による裁判、または略式手続による裁判を行います。公判手続による**裁判**は、公開の法廷で1カ月に平均1～2回の頻度で行われます。また、2009年からは、殺人罪、強盗致死傷罪や現住建造物等放火罪などの重大な事件を対象に、一般市民が参加して事実認定から量刑判断までを行う**裁判員裁判**も始まりました。裁判で有罪と認められた場合は、判決（死刑、懲役刑、禁錮刑、罰金刑、拘留または科料）を言い渡します。略式手続による裁判では、検察庁（検察官）の請求により、簡易裁判所が書面審理のみで略式命令（100万円以下の罰金または科料）を言い渡します。

矯正段階では、裁判により言い渡された懲役刑、禁錮刑の判決をもとに、刑務所などの刑事施設において**刑の執行**が行われます。あわせて、刑事施設では、入所者の出所後の社会への適応と再犯防止を目的として**治療・教育**も行われます。これを**施設内処遇**と呼びます。

更生保護段階では、保護観察所に配置されている保護観察官や地域で活動する保護司が、懲役刑または禁錮刑に処せられたものの仮釈放を許された人、執行猶予とともに保護観察が言い渡された人を指導・支援し、社会内での改善、更生を図ります。これを**社会内処遇**と呼びます。

少年（男女を区別しない制度上の表現です。定義は第5章参照）を対象とした司法システムも、図1-1に示してはいませんが、警察段階から更生保護段階へと進んでいきます。ただし、少年を対象とした司法システムには、成人を対象とした手続とは異なり、家庭裁判所が存在します。家庭裁判所は、児童相談所、警察や検察庁から事件を受理した後、その事件に関わった少年やその家族を**調査**し、**審判**（例：少年院送致、検察官送致、保護観察）を行います。

以上が日本の成人と少年を対象とした司法システムの大まかな流れですが、より詳しくは、藤岡（2020）や越智（2020）で解説されています。なお、日本では、近年、ようやく司法システムにおける**被害者支援**の問題に目が向けられるようになりました。詳しくは本章第3節および第15章で解説します。

小説、ドラマや映画では警察段階で司法システムが終わってしまう印象を受

第5章

非行

更生に向けて

澤田 尚宏

第1節 数値でみる非行

生まれたばかりの赤ちゃんや、公園で両親に連れられ無邪気に遊ぶ小さな子どもたちをみていると、ほとんどの人が温かい気持ちになって思わず微笑んでしまうのではないのでしょうか。誰もが彼らの健やかな成長と幸せを願い、犯罪や非行を起こすようになるなど想像もしないでしょう。ですが、現実には少年・少女による非行は起き、被害者と加害者が生まれています。

そのようなことが起きないことが何よりなのですが、実際に起きている以上は、非行を犯して加害者となった少年たちを再び社会へ帰し、二度と被害者を生むことなく彼ら・彼女らを社会に定着させる働きかけが必要です。

本章では、筆者の少年院での非行少年たちへの処遇経験から、とくに心理職として非行を犯した少年に接する立場をめざす人向けに、最近の少年犯罪の動向を紹介しつつ、更生へ向けた少年への働きかけのポイントを紹介したいと思います。

■ 非行少年とは

初めに本章で対象とする「非行」や「非行少年」の意味を確認しましょう。

まず少年についてですが、少年法では、「20歳に満たない者」を「少年」としています（第2条1項）。以下、本章では性別を問わず「少年」と表現します。また「非行」とは以下の3種類のことを指す言葉です。

- ① 14歳以上20歳未満の少年による刑罰法規に違反した行為（犯罪少年）
- ② 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為（触法少年）
- ③ 20歳未満で、正当な理由なく保護者の監護に服さず家に帰らない、いかがわしい場所への出入りや不良者と交際する、または自己や他者の特性を害するようなおそれがあるなど、将来犯罪を行う虞が濃いこと（虞犯少年）

つまり「非行少年」とは、配偶者の有無や、社会的・経済的自立の程度、性別などに関係なく、上記の①～③に当てはまる20歳未満の者、となります。また、2022年度からは少年法改正により、少年のうち18歳以上の者は**特定少年**とされ、17歳以下の少年とは扱いが区別されることとなります。

■ 少年事件の動向

全体の傾向

2020年度の犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人数は減少を続け、2019年は2万6076人でした。これはここ20年のピークであった2003年（20万3684人）と比較して約90%の減少で、少年10万人あたりの人口比でも戦後最低です（図5-1）。

この少年犯罪を含めた犯罪減少についてははっきりとした理由はわかっていますが、少子化や社会の成熟、人権意識の高まりなどさまざまな要因が影響していると考えられます（浜井、2013）。

特殊詐欺

警察庁によると、2019年度の特種詐欺の認知件数と被害額は、それぞれ1万6851件（前年比-5.6%）と315.8億円（前年比-17.5%）で、減少傾向ですが高水準で推移しています。

特殊詐欺に関わる少年は少なくなく、検挙者に占める特殊詐欺に関わった少年の割合は21.6%であり、恐喝（25.4%）、住居侵入（22.6%）に次いで多く、検挙された少年のうち74.5%は「受け子」として関わっていました。

また、特殊詐欺の主犯格として検挙された者のうち、39.0%が暴力団構成員等であり、特殊詐欺という組織犯罪の末端に少年が取り込まれている構図となっています。

筆者は、2017年度から特殊詐欺に関わった非行少年への少年院での調査、

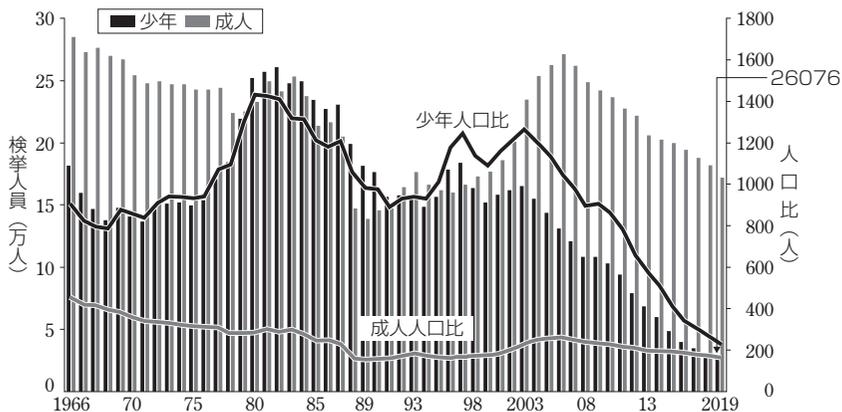


図 5-1 刑法犯人口比の変化

- (注) 1. 警察庁の統計、警察庁交通局の資料および総務省統計局の人口資料による。
 2. 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に 20 歳以上であった者は、成人として計上している。
 3. 触法少年の補導人員を含む。
 4. 「少年人口比」は、10 歳以上の少年 10 万人当たりの、「成人人口比」は、成人 10 万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5. 2002～14 年は、危険運転致死傷を含む。
 (出所) 法務省、2020 より作成。

指導プログラム作成、指導に当たり、その過程で特殊詐欺に関わった多くの少年と面接をしました。その経験からわかったことは、少年院に入院する程度に非行が進んだ少年の多くは特殊詐欺であることを承知して関与し、不良集団での先輩や友人から誘われたことが発端となっているようです。また、その不良集団の背景に暴力団がいることも理解しているようです。

しかし、このような背景事情は特殊詐欺に特有のものではなく、他の非行の背景にも不良集団とつながる交友関係、また暴力団のような反社会組織が見え隠れするケースが多くあります。また、就労や就学の挫折による目標喪失、周囲への引け目なども影響しています。現場で非行少年の処遇にあたる際には、少年自身の内面の問題への対応だけでなく、保護観察所や自立支援施設などの協力機関と協働して社会復帰後の保護環境調整を行うことがとても大切になります。

特殊詐欺に関わった少年の特性と少年院での処遇については後述します。

第 14 章

加害者の立ち直り支援 施設と社会における処遇

神垣 一規

本章では主に成人犯罪者の再犯防止に向けた取り組みについて、矯正施設で行われている処遇と一般社会で行われている処遇、そして、それらをつなげる社会復帰支援について解説します。

この分野で心理職として仕事をするうえで大切なことは、犯罪者も悩みや問題を抱えた1人の人間であるという認識をもつことです。「犯罪者だから」といった視点にのみ偏りすぎると、その人にとって本当に必要な介入や支援がみえにくくなることがあります。そのことを前提として、読み進めてもらえればと思います。

第 1 節 施設内処遇の流れ

矯正施設のなかにはさまざまな規則があり、受刑者は自由に行動することができません。こうした特殊な環境について理解することが、受刑者への介入を理解する第一歩になります。

■ 処遇の概要

裁判によって言い渡される刑罰（表 14-1）のうち、主に懲役刑を言い渡された受刑者が刑務所等の**刑事施設**¹に入所します。彼らは、初めに施設職員による調査（刑執行開始時調査）を受けます。そこで、今までの生活歴、犯罪歴、家族関係等について聴取され、その結果を踏まえて、何を目標として受刑生活を送るか、どういった処遇を受けるかが個々に定められます。処遇の内容は**刑務**

表 14-1 刑罰の種類

名称	内容
死刑	絞首により執行される。死刑囚は主に拘留所に収容され刑務作業を行う義務はない。
懲役	主に刑務所に収容され所定の刑務作業を行う。期間を定めて作業を行わせる有期懲役と期間を定めない無期懲役がある。
禁錮	懲役刑と同じように刑事施設に収容されるが、作業を行う義務はない。
罰金	指定された金額を支払う義務が生じる。金額は 1 万円以上となる。
拘留	禁錮と同じように刑事施設に収容され、作業を行う義務はない。期間は 30 日未満となる。
科料	罰金と同じように指定された金額を支払う義務が生じる。金額は 1 万円未満となる。

作業、教科指導、改善指導の大きく 3 つに分けられます。刑務作業とは懲役受刑者に課せられる金属部品の組み立てや木工製品の加工などといった作業のことです。教科指導とは基礎学力が身につけていない受刑者の学力向上を目的とした指導です。改善指導とは犯罪の責任を自覚させることなどを目的とした指導です。

受刑者は、決められた時間に起床し、食事し、運動し、就寝するという生活を送ります。受刑生活を始めるに当たって、まずは、刑執行開始時指導を受けます。そこで、基本的な行動様式を身につけ、刑務所の規則を学びます。その後、平日の日中は基本的に刑務所内にある工場でさまざまな刑務作業を行います。また、平日でも作業を行わない日が設定されており、その日に改善指導を受けたり、余暇活動として絵画クラブや音楽クラブなどに参加したりします。

■ 仮釈放と満期釈放

規律に従ってしっかりとした生活ができていれば、制限が緩和されたり面会できる回数が増えるなどの優遇措置が受けられたりする一方、規律に従わないと懲罰を受けることもあります。こうした刑務所内での生活ぶり、出所後に帰る場所の有無、身柄を引き受けてくれる人の存在などを踏まえて、仮釈放の可否の判断が地方更生保護委員会²によってなされます。仮釈放が許可されれば、すべての刑期を刑務所で過ごし、あらかじめ定められた釈放の日を迎える前に釈放され、残りの刑期を一般社会で過ごすこととなります。しかし、仮釈放が許可されなければ刑務所で刑期をまっとうして満期釈放となります。

釈放の前には、釈放前指導が行われ、社会生活に戻るうえで必要な心構えな

どを学びます。そして、仮釈放者の場合には、出所後も刑期満了の日まで**保護観察**が付されることとなり、社会内処遇へと移行していきます。一方、満期釈放者の場合は、釈放と同時に一般市民となりますので、公的な指導を受ける義務はなくなります。そのため、受刑中の支援や指導によって、安定した社会生活を維持する力をできるだけ高めるとともに、出所後も自らの意思で支援者とつながるように促すことがとても重要になります。

第2節 問題へのアプローチ

刑務所では、犯罪行為に及んだ人たちが、再び罪を犯すことなく、安定した社会生活を維持できるように、被収容者の問題性に応じた教育的介入を行っています。本節では、その具体的内容について解説します。

■ 教科指導

教科指導について、**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律**（以下、「刑事収容施設法」という）では、「社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者」や「学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者」に対して、学校教育の内容に準じた指導を行うことと定められています（同法104条）。

矯正統計年報（法務省、2020b）によると2019年の1年間で新たに刑事施設に入所した成人受刑者のうち、最終学歴が中学校卒業以下の人は35.5%おり、そこに高校中退者を合わせると59.4%となります。さらに、学歴は中学校卒業となっても、実際にはほとんど学校に通っていなかった受刑者もいて、義務教育で学ぶような常識が身につけていないために社会生活が困難になっている場合もあります。また、出所後の生活のことを考えて、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指している受刑者もおり、こうした受刑者に対して教科指導が行われています。

■ 改善指導

改善指導は**特別改善指導**と**一般改善指導**に大きく分かれます。特別改善指導には表14-2のように薬物依存離脱指導や交通安全指導などの複数の種類があり、

表 14-2 特別改善指導の種類

薬物依存離脱指導	薬物に依存していた自己の問題を理解させたうえで、再使用しないための具体的な方法を考えさせる。グループワークを中心に、薬物依存からの回復をめざす民間自助団体や医師などの協力を得て実施する。
暴力団離脱指導	暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせる。
性犯罪再犯防止指導	性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定され、認知行動療法等の技法を取り入れたグループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行う。
被害者の視点を取り入れた教育	被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせる。
交通安全指導	交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てる。被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象となる。
就労支援指導	就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適應するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させる。生活技能訓練（SST）や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっている。

(出所) 法務省サイト「刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）」より作成。

本人の問題性にに応じてどの指導を受けるのか定められ、指定された期間、グループワークを基本とした指導が実施されます。特別改善指導の多くは認知行動療法を基盤としており、全国共通のテキストやワークブックなどを利用しながら、各施設の教育や心理の専門職員³などが主として指導を行っています。

一般改善指導とは、「講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う」（法務省、2020c）とされています。そのため、ほぼすべての受刑者が受刑生活全体を通して受講する指導といえます。また、収容している受刑者の問題性にに応じて、特別改善指導にはない暴力防止プログラムや社会復帰支援プログラムなどを一般改善指導として実施している

事項索引

■ 数字・アルファベット

「189」（児童相談所虐待対応ダイヤル「いちはやく」） 112
2D：4D 比 35
48時間ルール 112
AA →アルコホーリクス・アノニマス
ABE →「最良の証拠を得るために」
ADHD →注意欠陥・多動性障害
ADR →裁判外調停手続
APD →反社会性パーソナリティ障害
ASD →自閉症スペクトラム障害
CD →素行障害
CPTED →防犯環境設計
DBD マーチ（破壊的行動障害マーチ） 78
DNA 型鑑定 159
DSM-5 49, 77
DV（ドメスティック・バイオレンス） 89
——の目撃 92
計画的な—— 93
衝動的な—— 93
面前—— 105
DV 相談支援センター 90, 102
DV 相談ナビダイヤル 102
DV 相談^{プラス} 102
DV 防止法 →配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
FPIC（家庭問題情報センター） 266
GA →ギャンブラーズ・アノニマス
HCR-20 170
MJCA →法務省式ケースアセスメントツール
NA →ナルコティクス・アノニマス
NICHD プロトコル 183
ODD →反抗性挑戦障害
PCL-R 45
PEACE モデル 186, 187
P-E-N モデル 39
PTSD →心的外傷後ストレス障害
RNR モデル 233
Safe dates 101
SCR →皮膚コンダクタンス反応
SST →生活技能訓練
VOM →被害者と加害者の対話
WH 質問 184

■ あ 行

愛着 58
愛着スタイル 94
愛着不安 94
アイデンティティ 235
あおり運転 48
空き巣 137
悪質クレーム 10
アニマルホーディング 119
アルコホーリクス・アノニマス（AA） 133, 243
アルコール依存 126
アルコール関連障害 169
暗示 174, 175
暗示質問 184
安心できる関係 101
暗数 [化] 3, 107, 140, 254
居空き 137
怒り反すう 48
育児ストレス 110
いじめ防止対策推進法 16
遺族 246
一次障害 76
一時保護 112
一次予防 100
逸脱
一次的—— 59
二次的—— 59
一般改善指導 230, 231
一般遵守事項 241
偽りの記憶 →虚記憶
遺伝子多型研究 29
遺伝的影響 25
遺伝的要因 28
違法性 2, 214
意味記憶 192
イメージ 63
入口支援 12, 167
医療観察制度 12, 87
医療観察法 →心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
医療保護入院 166
インターネット関連依存 128

- 受け子 145
- うつ病 169
- エピソード記憶 192
- 冤罪 220
- エンパシッククライム (共感的犯罪) 44
- オープン質問 183
- 親ガイダンス 268
- 親子分離 113
- オレオレ詐欺 143

- か 行
- 改正民事執行法 14
- 改善指導 9, 11, 229, 232
- 概念的定義 2
- 解剖 10, 248, 251
- 加害者家族の会 13
- 科学警察研究所 7, 164
- 科学捜査研究所 7
- 架空請求詐欺 144
- 学習 56
- 学習性無力感 91
- 確証バイアス 221
- 確信度 201, 203
- 確信度 - 正確性相関 201
- 覚醒剤 123
- 家系研究 25
- 可塑性 78
- 片親疎外 265
- 学校荒らし 138
- 渴望 132
- 家庭裁判所 80, 209
- 家庭裁判所中心主義 79
- 家庭裁判所調査官 9, 209, 268
- 家庭問題情報センター → FPIC
- カリカック家 25
- 仮釈放 229
- 科料 217
- 簡易鑑定 168
- 環境犯罪学 60
- 監護者 14
- 観護措置 80
- 鑑定チーム 170
- 鑑別 80, 161
- 記憶 190
 - の移植 198
 - の同調 197
- 危険ドラッグ 125
- 器質性精神障害 169
- 機序 168
- 起訴独占主義 157, 211
- 起訴便宜主義 5, 157, 211
- 起訴前本鑑定 168
- 基本財 234
- 記録 → 符号化
- 逆送 81
- 虐待 142
- 虐待性頭部外傷 → 揺さぶり症候群
- ギャンブラーズ・アノニマス (GA) 243
- ギャンブル依存 128
- ギャンブル詐欺 144
- 求刑 212
- 教育虐待 106
- 共依存 96
- 境界の画定 62
- 教科指導 229
- 共感性 43
- 共感的犯罪 → エンパシッククライム
- 凶器注目効果 194
- 凶器の新奇性 195
- 協議離婚 265
- 供述拒否権の告知 162
- 供述弱者 173, 184
- 供述調書 162
- 供述分析 15, 179
- 矯正教育 9, 82
- 矯正・更生保護心理学 6
- 矯正施設 228
- 矯正就労支援情報センター (コレワーク) 239
- 強制性交等罪 16
- 強制捜査 156, 158
- 共通評価項目 170
- 共同面接 177
- 強迫的性行動症 130
- 強迫的ホーディング (ため込み症) 129
- 協力雇用主 239, 240
- 虚記憶 (偽りの記憶, 虚偽記憶, フォールスメモリー) 116, 198
- 虚偽自白 164, 186
- 緊急受理会議 112
- 禁錮刑 217
- 金庫破り 138
- 金融商品詐欺 144
- グッドライフ・モデル → 良き人生モデル
- 国親思想 79
- 虞犯少年 71
- クリプトジャッキング 147
- クレプトマニア (窃盗症) 129, 142

クローズ質問 184
経済的虐待 118
警察官 157, 163
警察白書 3
刑事裁判 208
刑事施設 228
刑事司法モデル (モラルモデル) 132
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (刑事収容施設法) 11, 230
刑事責任能力 167
刑事訴訟法 156, 210, 216
刑の執行 5
刑罰 215, 216
刑法 1
刑務作業 228
刑務所 229, 232
刑務所出所者等総合的就労支援対策 239
ケース・フォーミュレーション 84
結審 212
ゲートウェイ・ドラッグ理論 → 踏み石理論
研究者 7
検索 (想起) 191
検察官 157
——の独自捜査 157
原則逆送 81
強姦神話 257
攻撃衝動 93
攻撃性 92
攻撃的運転 48
交際斡旋詐欺 144
公正世界信念 256
更生プログラム 10
更生保護委員会 86
更生保護施設 86, 237
構成要件 1, 156, 213
控訴 209
交通事件 247, 253
交通戦争 247
交通被害者団体 253
行動分析 135
行動療法 135
公認心理師 9, 16, 114, 117, 137, 180, 268
公判 211
公判鑑定 168
公判請求 248
公判前鑑定 168
公判前整理手続 211
合法ドラッグ 126
合理化 134

合理的選択理論 61
勾留 217
拘留 217
高齢者虐待 117
高齢者虐待の防止. 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法) 117
高齢受刑者 237
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) 14, 273
国際離婚 272
国選弁護士 158
互酬性の原理 146
誤情報効果 → 事後情報効果
個人主義 215
個人別矯正教育計画 83
個人別矯正教育目標 83
コストの正当化 97
戸籍 263
国家訴追主義 157
孤独感 143
子の手続代理人 268
子の引渡しの強制執行 14
コーピング 134
個別指定 126
語法効果 200
コミュニケーション 56
コレワーク → 矯正就労支援情報センター
コンピュータウイルス 149

■ さ 行

罪悪感 257
罪刑法定主義 1
裁決質問法 160
サイコバシー [特性] 44, 50, 52, 93
財産管理権 261
最終弁論 212
再処分 73
最大化モデル 243
在宅事件 157
サイバースパイ 147
再発防止モデル 17
サイバー犯罪 147
裁判 5, 208
——により引き起こされる外傷的敏感症状 179
裁判員 15, 218
裁判員裁判 5, 162, 218
裁判外調停手続 (ADR) 266

裁判官	209	社会復帰要因	170
裁判所	208	遮蔽措置	252
裁判心理学	6	修復的司法	243
再犯の防止等の推進に関する法律	12	周辺環境	63
再犯防止	166	自由報告	183
再犯防止推進計画	237	収容審判鑑別	161
再犯防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）	167, 237	就労支援	239
「最良の証拠を得るために」（ABE）	173	ジューク家	25
詐病	169	受刑者	229, 232
三次予防	100	受刑者用一般リスクアセスメントツール	233
三審制	209	出店荒らし	137
死因究明制度	10	守秘義務	18
色ねらい	139	純化モデル	243
識別後フィードバック効果	202	準抗告	158
死刑	216	遵守事項	241
刺激希求性	42	障害者虐待	118
事件の認知	210	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	118
事後情報効果（誤情報効果）	196	状況的犯罪予防	62
自己制御資源	93	上告	209
自己治療仮説	131	証拠調べ	212
自己統制	41	情状鑑定	15
事実確認	181	情動	195
自助グループ	12, 133, 243	承認欲求	84
施設内処遇	5, 86	少年	70
自然監視性	63	少年院	82, 85
自尊心	116	第5種——	83
しつけ	41	少年院送致	81
疾病性	170	少年法	70, 79
指導監督	242	情報収集型アプローチ	186
児童虐待	105, 164	処遇	228
児童虐待の防止等に関する法律	16	処遇意見	9
児童自立支援施設	81	処遇カウンセラー	9, 11
児童相談所	81, 111	処遇鑑別	161
児童相談所虐待対応ダイヤル「いちはやく」→「189」		職親プロジェクト	74
シニシズム（冷笑主義）	99	触法少年	71
忍込み	137	職権主義的審問構造	79
自白	162, 186	ショルダーハッキング	150
自閉症スペクトラム障害（ASD）	51	新奇性追求傾向	130
司法面接	14, 116, 164, 176, 180, 222	神経犯罪学	31
シミュレーション実験	196	親権	261
事務所荒らし	137	身上監護権	261
社会資源	236	心神耗弱者	159
社会的影響	200	心神喪失〔者〕	1, 159
社会的絆理論	58	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）	13, 165, 170
社会的つながり	99		
社会的排除	236		
社会内処遇	5, 86		

- 身体的虐待 105, 107, 116, 118
 - 心的外傷 15
 - 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 116, 219, 255
 - 侵入窃盗 138
 - 信念 59, 95
 - 審判 5, 269
 - 審判鑑別 161
 - 尋問 186
 - 心理鑑定 14
 - 心理ケア 181
 - 心理職 8
 - 心理的虐待 105, 107, 116, 118
 - 心理テスト 115
 - スキーマ 193
 - ストーカー行為等の規制等に関する法律 16
 - ストップ法 134
 - ストレス 110, 131, 195, 219
 - スーパージョン 18
 - スマホ依存 128
 - 性依存 130
 - 生活技能訓練 (SST) 87
 - 生活指導 85
 - 正式鑑定 168
 - 精神鑑定 15, 160, 165
 - 精神疾患 49, 53
 - 精神障害 75, 169
 - 精神障害者による触法行為 12
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (精神保健福祉法) 166
 - 精神保健観察 165
 - 精神保健判定医 169
 - 生態学的妥当性 195
 - 性的虐待 105, 107, 115, 116, 118
 - 静的リスク 233
 - 性犯罪神話 248, 257
 - 性犯罪に関する刑法の改正 16
 - 性犯罪被害 255
 - 生物心理社会モデル 66
 - 性ホルモン 34
 - 生来性犯罪者説 23
 - 責任 214
 - 責任主義 159, 214
 - 責任能力 159, 215
 - 世代間連鎖 111
 - 窃盗 137
 - 窃盗症 →クレプトマニア
 - セルフケア 18
 - セロトニン 29
 - 全件送致主義 79
 - 宣言的記憶 191
 - 線条体 32
 - 前頭葉 32
 - 想起 →検索
 - 送検 211
 - 捜査 4, 156
 - 仮説確証型—— 221
 - 仮説検証型—— 221
 - 公平で十分な—— 247
 - 捜索 112
 - 捜査心理学 6
 - 操作的定義 2
 - 捜査密航の原則 157
 - 捜査面接 186
 - 双生児研究 28
 - 送致 4
 - 素行障害 (CD) 76
 - ソーシャルエンジニアリング (ソーシャルハッキング) 150
 - 訴訟事件 208
 - ソース・モニタリング 199
 - 措置診察 170
 - 措置入院 166
 - 損害回避傾向 130
- た 行
- 対象関係 17
 - 代表者聴取 164, 177
 - 大麻 124
 - 代理によるミュンヒハウゼン症候群 106
 - 多機関連携 179, 180
 - 出し子 145
 - 他者からの受容への敏感さ 92
 - 多職種チーム 13
 - 多職種連携 18
 - ダブルエクストーション攻撃 147
 - ため込み症 →強迫的ホーディング
 - ダルク 133
 - 段階別教育目標 84
 - 地域生活支援事業 12
 - 地域生活定着支援センター 12, 238
 - 地域防犯 10
 - 知的 [能力] 障害 51, 169
 - 地方更生保護委員会 229
 - 注意欠陥・多動性障害 (ADHD) 51
 - 仲介人 174
 - 懲役刑 217
 - 長期記憶 191

調査 5
 聴取 161, 175, 176
 聴取者 200
 調書 210
 長所基盤モデル 236
 調停 267
 挑発 93
 貯蔵 → 保持
 治療・教育 5
 治療反応性 170
 鎮痛剤依存 127
 通報 112
 抵抗 17
 敵意帰属バイアス 47
 出口支援 12, 167
 デザイナードラッグ 126
 デジタル・フォレンジック 159
 テストステロン 34
 手続き記憶 192
 テロリズム 10
 転売 142
 ドア・イン・ザ・フェイステクニック 146
 投影法 117
 動機づけ面接 17, 135
 統合失調症 52, 169
 投資 58
 動的风险 233
 動物愛護管理法 → 動物の愛護及び管理に関する法律
 動物虐待 118
 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法） 118
 動揺 → 指示テクニック 146
 特殊詐欺 71, 143
 特定少年 71, 81
 特定生活指導 9, 84
 特別改善指導 230
 特別遵守事項 241
 特別措置 173
 特別調整 167, 238
 ドーバミン 29
 ドメスティック・バイオレンス → DV
 トラウマ 178, 257
 トラウマインフォームドケア 18
 トラッシング 150
 トリガー 134
 取調べ 10, 161, 185, 223
 —の可視化 162

■ な 行

なりすまし 150
 ナルコティクス・アノニマス（NA） 242
 二次受傷 → 二次の外傷性ストレス
 二次障害 76
 二次的外傷性ストレス（二次受傷） 15, 257
 二次被害 177, 180, 246, 248
 司法手続による—— 179
 二重の責任 18
 二重盲検法 205
 二次予防 100
 ニーズ要因 233
 日常活動理論 60
 ニード原則 233
 任意捜査 156, 158
 任意入院 166
 認知行動療法 10, 231, 255
 認知症 169
 認知のゆがみ 46, 49, 134
 認知面接 186
 認知療法 135
 ネグレクト 105, 107, 115-118, 142
 自己—— 117
 消極的—— 117
 積極的—— 117

■ は 行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） 16, 90
 破壊的行動障害マーチ → DBD マーチ
 ハーク条約 → 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
 パーソナリティ 38, 40
 ハッカー 148
 罰金 217
 バッシング 236
 発達障害 51, 76
 ハームリダクション 135
 パラフィリア障害 130
 パワハラ防止法 → 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
 パンアウト 258
 反抗性挑戦障害（ODD） 78
 犯罪 1
 —からの離脱要因 17
 犯罪機会論 66
 犯罪原因論 6, 22, 38, 66
 犯罪少年 71

犯罪的傾向	82	病院荒らし	138
犯罪統計	2	描画法	115
犯罪に関する一般理論	41	標的型攻撃メール	150
『犯罪人論』	23	不安	43, 110
犯罪白書	3	見捨てられることへの——	95
犯罪被害者支援要綱	251	フィードバック	16
犯罪被害者等基本法	13, 258	フォルスメモリー	→虚記憶
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	13	付加刑	217
犯罪被害者保護法	251	不遇集中地域	99
犯罪被害者補償制度	13	複雑性悲嘆	255
犯罪論	213	福祉の支援	12
反社会集団	122	符号化(記録)	191
反社会性パーソナリティ障害(APD)	50, 76	不信感	257
反応性原則	233	付箋紙ハッキング	150
反応的攻撃	47	物質依存	121, 135
ピアグループ	18	踏み石理論(ゲートウェイ・ドラッグ理論)	131
被暗示性	185	不良集団	72
被害確認面接	177	ブルーイット・アイゴー	62
被害者	246, 250	プロセス依存	122
——の人権	251	プロファイリング	8, 10, 160
被害者参加制度	252	分化的接触	55
被害者参加弁護士	252	——の原理	57
被害者支援	5	分化的同一化理論	58
被害者支援センター	14	紛争	261
被害者心理学	6	弁護側求刑	212
被害者政策	10	弁護人	158
被害者対策要綱	13, 251	ベンゾジアゼピン依存	127
被害者調査	107	防衛	18
被害者と加害者の対話(VOM)	243	包括指定	126
被害者非難	248, 256	報酬依存傾向	130
被害者臨床	258	法心理学	6
被害者連絡制度	251	傍聴	249, 251
被害への寛容性	97	法テラス	254
被疑者	158	法と心理学	6
脆弱性の高い——	185	防犯	140
非行	70, 77, 142	防犯環境設計(CPTED)	64
再——	73	防犯心理学	6
被告人	158	法務技官	9
非宣言的記憶	191	法務教官	9
悲嘆反応	255	法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)	233
ビッグファイブモデル	39	暴力被害が生じる周期	95
必要的弁護事件	158	保険金詐欺	10
ビデオリンク方式	252	保護観察	81, 230, 241
人違い	220	保護観察官	9, 86, 241
否認	17	保護司	86, 241
皮膚コンダクタンス反応(SCR)	33	保護者に対する措置	13
被誘導性	164	保護処分	81

保護命令制度 91
保護優先主義 79
母子家庭等就業・自立支援センター事業
267
保持(貯蔵) 191
母子・父子自立支援員 266
没収 217
補導援護 242
ポリグラフ検査 160
ホワイトハッカー 148

■ま行

巻き込み 58
マクマーチン事件 174
抹消神経 33
守りやすい空間理論 62
麻薬 125
満期積放 229
万引き 10, 129, 137, 140
高齢者による—— 142
身柄事件 157
無害幻想 97
無罪 215, 216
無力感 257
メディア・スクラム 259
面会交流 271
目撃者 190, 200
目撃証言 10, 190, 220, 222
子どもの—— 174
障害をもつ人々の—— 176
黙秘権 162
モラルモデル →刑事司法モデル

■や行

薬剤耐性 131
薬物関連障害 169
薬物離脱症候群 132
役割葛藤 18
有罪 216
融資保証金詐欺 144
有責性 2
誘導 174, 175, 177, 180, 183, 200, 203
誘導質問 184
揺さぶり症候群(虐待性頭部外傷、揺さぶり
れっ子症候群) 106

養育費 271
養育費相談支援センター 266
養護者 118
養子研究 26
幼少期の虐待経験 94
要保護性 80
良き人生モデル(グッドライフ・モデル)
17, 234
よき第三者 102
抑圧 17
預貯金詐欺 144
予防教育 101

■ら行・わ行

ラインナップ 202
ラベリング(烙印づけ) 2, 59
ラポール 187
ランサムウェア 147
離婚 262
離婚訴訟 270
離婚届 265
リスクアセスメント 232
リスク原則 233
リスク要因 233
理不尽な言動 98
略式命令請求 249
領域性 62
量刑判断 10
リラプス・プリベンション 133
臨検 112
臨床心理士 9, 117
類型論 24
ルーティン・アクティビティ 61
令状 158
冷笑主義 →シニシズム
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の
安定及び職業生活の充実等に関する法律
(パワハラ防止法、労働施策総合推進法)
16
路上の激怒 48
論告 212
和解離婚 270
割れ窓理論 65, 140
ワンストップ支援センター 254

人名索引

■あ行

- アイゼンク (Eysenck, H. J.) 38
アロメキ (Aromäki, A. S.) 34
安藤久美子 51
アンドリュース (Andrews, D. A.) 233
ヴァレンタイン (Valentine, T.) 196
ウィルソン (Wilson, J. Q.) 65
ウィルソン (Wilson, L. C.) 42
ウェイド (Wade, K. A.) 199
ウェーバー (Weber, N.) 206
ウェルズ (Wells, G. L.) 202
ウォード (Ward, T.) 234
ウォーフ (Wolfe, D. A.) 101
ウッド (Wood, S. L.) 91
ウッドワース (Woodworth, M.) 45
エスタブルック (Estabrook, H. D.) 25
エリクソン (Eriksson, T. G.) 39, 40
エンゲル (Engel, G. L.) 66
大川力 43
岡本英生 41, 43
越智啓太 5, 10, 40
オローク (O'Rourke, T. E.) 194

■か行

- カイザー (Keizer, K.) 65
ガオ (Gao, Y.) 34
カスピ (Caspi, A.) 31
神垣一規 240
カリカック (Kallikak, M.) 25
カルビート (Calvete, E.) 95
川本喜久子 240
ギャバート (Gabbert, F.) 197
ギャリー (Garry, M.) 199
ギャリオック (Garrioch, L.) 203, 204
ギャレット (Garrett, B. L.) 190
キュアス (Quas, J. A.) 178
キール (Kiehl, K. A.) 32, 45
キロス (Quiroz, V.) 205
クラーク (Clarke, R. V.) 61
クラーク (Clarke, S. E.) 203, 204
グリユック (Glueck, E.) 38, 41
グリユック (Glueck, S.) 38, 41
クリングレン (Kringlen, E.) 28
グリーンバーグ (Greenberg, G.) 52

- グレイザー (Glaser, D.) 58
クレッチマー (Kretschmer, E.) 24
クロウ (Crowe, R. R.) 26
クロニンジャー (Cloninger, C. R.) 130
ゲージ (Gage, P.) 32
ケリング (Kelling, G. L.) 65
コイド (Coid, J.) 45
河野莊子 41, 43, 44
コーエン (Cohen, L. E.) 60
コスタ (Costa, P. T. Jr.) 39
ゴダード (Goddard, H. H.) 25
ゴットフレットソン (Gottfredson, M. R.)
41
小西聖子 257
コーニッシュ (Cornish, D. B.) 61
ゴーリング (Goring, C.) 23

■さ行

- サー (Suhr, K. A.) 48
ザイェンコスカ (Zajenkowska, A.) 48
笹沼弘志 236
サザランド (Sutherland, E. H.) 55
サマーズ (Sommers, M. S.) 91
ジェフリー (Jeffery, C. R.) 64
シェルドン (Sheldon, W. H.) 24
シモツカサ (Shimotsukasa, T.) 39, 40
ジョアマン (Joireman, J.) 42
ジョリフ (Jolliffe, D.) 43
ジョーンズ (Jones, D. N.) 46
ジョーンズ (Jones, S. E.) 39, 43
白井明美 255
シン (Shin, S. H.) 42
スカルパ (Scarpa, A.) 42
スクワイア (Squire, L. R.) 192
スコボリア (Scoboria, A.) 205
スチューダー (Studer, L. H.) 34
スミス (Smith, S. D.) 48

■た行

- 高村茂 139
ダグデイル (Dugdale, R. L.) 25
タッキー (Tuckey, M. R.) 193
ダブス (Dabbs, J. M. Jr.) 34
ダム (van Dam, C.) 39

ダルガード (Dalgaard, O. S.) 28
チェレブコワ (Cherepkova, E. V.) 30
チャーマン (Charman, S. D.) 205
津富宏 236
出口保行 43
デパウロ (DePaulo, B. M.) 204
徳山孝之 139
トシュチャコワ (Toshchakova, V. A.) 29
ドッジ (Dodge, K. A.) 46, 47
ドナー (Donner, C. M.) 41
トムリン (Tomlin, A. M.) 47
トレイェンス (Treyens, J. C.) 193

■ な 行

長井進 258
中井宏 48
中川知宏 41
仲真紀子 181
ニューマン (Newman, O.) 62
ネスビット (Nesbit, S. M.) 48
ネリア (Neria, A. L.) 46

■ は 行

ハーシ (Hirschi, T.) 41, 58
ハッチング (Hutchings, B.) 26
ハート (Hart, S. D.) 50
バートレット (Bartlett, F. C.) 193
パーフェクト (Perfect, T. J.) 206
浜田寿美男 221
パームリード (Palm Reed, K. M.) 102
林洋一郎 41
バルマー (Palmer, J. C.) 200
ピックレル (Pickrell, J. E.) 198
ピンチャスキー (Pinchevsky, G. M.) 99
ファゼル (Fazel, S.) 52
フィシコ (Fisico, S.) 205
フィリップス (Phillips, M. R.) 203
フェルソン (Felson, M.) 60
フェルメス (Fellmeth, G. L.) 101
フォシー (Foshee, V. A.) 101
藤岡淳子 5
湖上康幸 43
ブッシュマン (Bushman, B. J.) 48
ブラッドフィールド (Bradfield, A. L.) 202
ブランティンガム (Brantingham, P. J.) 60

ブランティンガム (Brantingham, P. L.) 60
ブリマコム (Brimacombe, C. A. E.) 203, 204
ブリューワー (Brewer, N.) 193
ブリューワー (Brewer, W. F.) 193
ヘア (Hare, R. D.) 44, 50
ベッカー (Becker, H. S.) 59
ベンソン (Benson, M. L.) 99
ヘンリー (Henry, J.) 178
細井洋子 238
ポーター (Porter, S.) 45
ホープ (Hope, L.) 197
ホフマン (Hoffman, M. B.) 45
ボーマン (Bohman, J.) 27
ボンタ (Bonta, J.) 233

■ ま 行

マキンタイアー (McIntyre, M. H.) 35
マクブライド (McBride, M. L.) 52
マクレー (McCrae, R. R.) 39
増井啓太 46
マーラット (Marlatt, G. A.) 133
マルナ (Maruna, S.) 236
マレー (Murray, S. L.) 97
宮地尚子 257
メサウト (Mesout, J.) 196
メドニック (Mednick, S. A.) 26
モーガン (Morgan, C. A. III) 196
モフィット (Moffitt, T. E.) 29

■ や行・ら行・わ行

ヤン (Yang, Y.) 32
ライト (Wright, E. M.) 99, 100
ラトヴァラ (Latvala, A.) 33
ラム (Lamb, M. E.) 184
ランゲ (Lange, J.) 28
リアオ (Liao, D. L.) 29
レイン (Raine, A.) 32
ロジャース (Rogers, M. K.) 148
ローズ (Laws, D. R.) 234
ロバートソン (Robertson, E. L.) 93
ロフトス (Loftus, E. F.) 196, 198, 200
ロンブローゾ (Lombroso, C.) 22, 23, 38
渡邊和美 186
ワン (Wang, J.) 52

入門 司法・犯罪心理学——理論と現場を学ぶ
Introduction to Forensic and Criminal Psychology

2022年3月10日 初版第1刷発行

監 修 ほう と しん り がっ かい
法 と 心 理 学 会
編 者 わた 綿 むら 村 えい 英 いち 一 ろう 郎
ふじ 藤 た 田 まさ 政 ひろ 博
いた 板 やま 山 あきら 昂
あか 赤 みね 嶺 あ 亜 き 紀
発 行 者 江 草 貞 治
発 行 所 株式 有 斐 閣
会社

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印 刷 萩原印刷株式会社
製 本 大冢製本印刷株式会社

©2022, The Japanese Society for Law and Psychology /
Eiichiro Watamura, Masahiro Fujita, Akira Itayama, Aki Akamine.
Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-17474-0

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@copy.or.jp)の許諾を得てください。